

社会福祉法人 玉野福祉会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員の報酬は、社会福祉法人玉野福祉会定款第21条に定めるとおり、支弁しないこととする。

2 評議員の報酬は、社会福祉法人玉野福祉会定款第8条に定めるとおり、支弁しないこととする。

3 役員及び評議員が職務のため出席するときは、役員等に対する費用弁償支給規程に基づき、旅費を支給する。

(公表)

第3条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なうこととする。

附則

1 この規程は、平成30年5月31日（評議員会の議決日）から施行し、平成29年4

月 1 日から適用する

2 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より一部改正